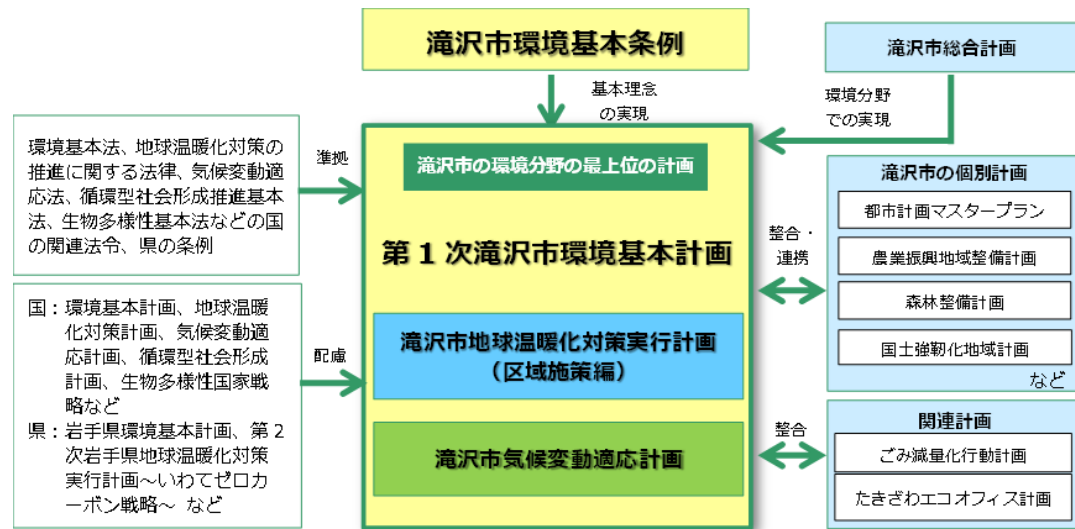


◆第1次滝沢市環境基本計画（概要版）

1 計画の基本的な考え方

計画の目的と位置づけ

- 滝沢市環境基本条例第9条に基づき、策定するもので、本市の環境の将来像を明らかにし、市民、市民団体、事業者及び市が協働して取り組むための指針となる総合的、基本的な計画であり、市の最上位計画である「滝沢市総合計画」に掲げる将来都市像を環境面から実現する、滝沢市の環境行政の基礎となる計画となるものです。
- 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」を包含し、気候変動に対する緩和策と適応策を総合的に推進していく計画となります。
- 本市の個別計画などと連携を図りながら、本市の環境の将来像、また関連する持続可能な開発目標（SDGs）の達成に資するよう、取組を実施していきます。



計画の期間

- 本計画の期間は、令和5年度（2023年度）から令和12年度（2030年度）までの8年間とします。なお、社会状況の変化等必要に応じて見直しを行います。
- 「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の中長期目標については、中期目標を令和12年度（2030年度）、長期目標を令和32年度（2050年度）とします。

計画の対象範囲

- 本計画の対象分野は、①気候変動、②自然共生、③資源循環、④快適な生活環境、⑤環境活動の5分野とし、身近な地域から気候変動などの地球規模の環境問題まで総合的に捉えます。
- 対象とする地域は滝沢市全域とし、広域的な取組が必要なものについては、国や県、他の地方自治体等と協力しながら課題の解決に取り組むものとします。

計画の主人公

- 本計画は、市民、市民団体、事業者、市がそれぞれの役割を果たし、さらに協働することにより、計画をより効果的に推進していきます。

2 計画の方向性

●環境・経済・社会の統合的課題解決の考え方を取り入れた計画

- 環境保全に関する総合的・横断的な施策を強化し、市の施策全体を環境面から支えるとともに、環境施策の実施が、社会・経済などの複数の異なる課題の解決と相互に関連していることを市内及び市民や事業者等各主体と共有し、環境面以外でも連携を強化したうえで計画の推進を図ります。

●分野横断的な施策への対応

- 環境問題は、相互に関連していることから、複数の異なる環境課題の解決につながることを期待できます。各分野の施策が総合的かつ横断的に実施できるよう、分野横断的な施策を設定し、推進していきます。

●指標の設定

- 本計画においては、施策の全体的な達成状況を評価するため、施策を実施した結果としての環境の状態を現す「総合的指標（成果指標）」と、施策の実施状況を管理する「施策の進行管理指標」を設定します。そして、これらの指標に基づいて、施策の達成状況や進行状況を毎年度チェックし、計画の推進状況を見える化していきます。

3 たきざわらしさと目指す環境の姿

- 「鈴の音が心地よい環境のまち たきざわ」。滝沢市のイメージを表すこの表現は、滝沢村の時代から環境基本計画書の中でも用いられ、これからも大切にしていきたい合言葉、「キャッチフレーズ」です。
- では、「鈴の音が心地よい環境のまち たきざわ」とはいったいどんな「たきざわ」なのでしょう？
- そこで、この環境基本計画では、「目指す環境の姿」として、「安全・安心な生活環境を未来に引き継ぐまちー岩手山麓の豊かな自然と共生し、地域資源循環を大切にして脱炭素型社会を目指し、環境を知り、学び、行動するー」を掲げました。

たきざわらしさの環境イメージ

鈴の音が心地よい環境のまち たきざわ

たきざわの目指す環境の姿（環境の将来像）

安全・安心な生活環境を未来に引き継ぐまち

岩手山麓の豊かな自然と共生し、地域資源循環を大切にして

脱炭素型社会を目指すため、環境を知り、学び、行動します

4 環境施策の体系

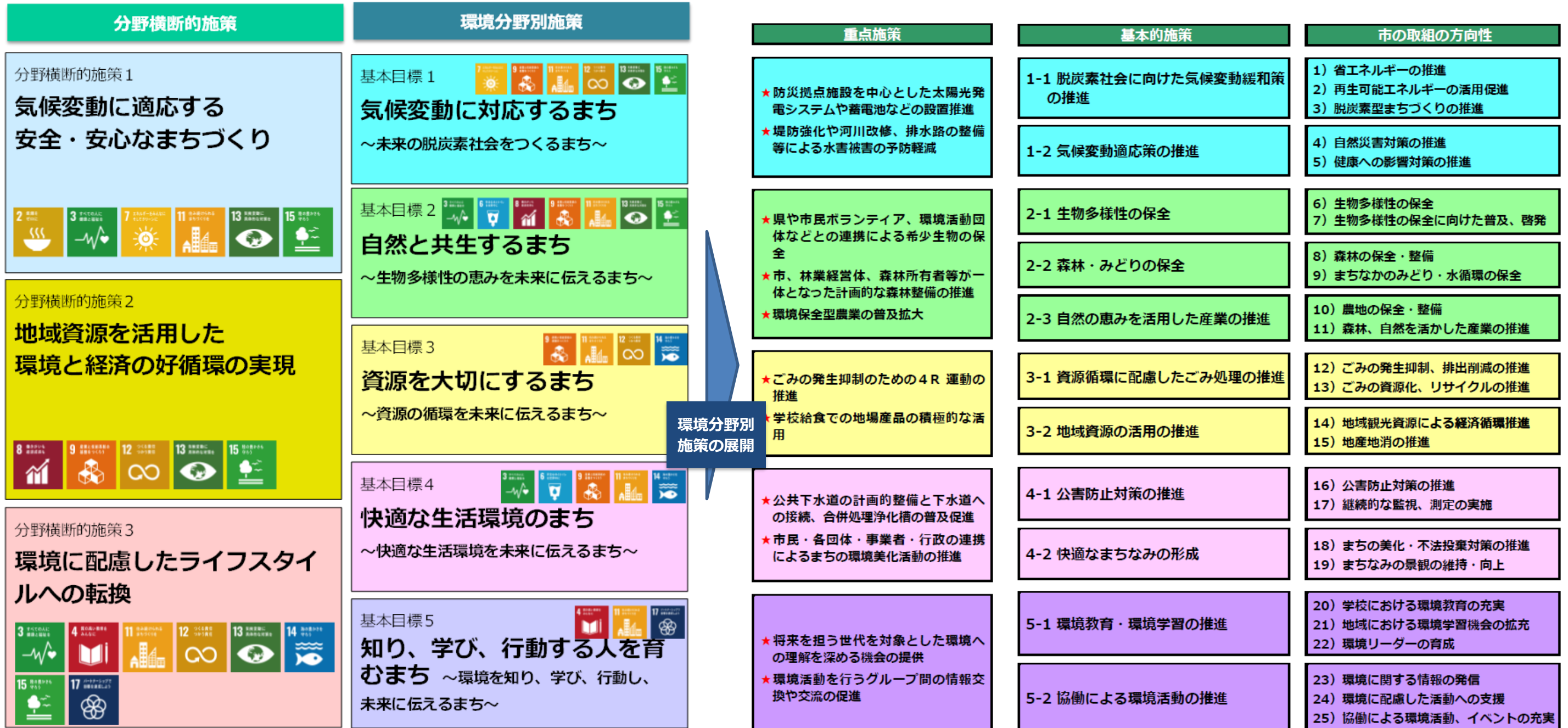
- ・本計画では、未来の滝沢市の環境の目指すべき姿として「環境の将来像」を掲げ、「環境の将来像」の実現に向けて、「分野横断的施策」と「環境分野別施策」を設定しました。
- 「分野横断的施策」は、多様な環境問題の相互の関連性を踏まえ、各分野の施策が総合的・横断的に効果が発揮できるよう、環境・経済・社会の統合的解決の考え方を指すものとして設定しました。
- 「環境分野別施策」は、本市を取り巻く社会状況の変化やこれまでの取組の成果と課題を踏まえ、第1章の「計画の対象範囲」に示した5つの環境分野の取組として設定しました。環境分野ごとに「基本目標」を設定し、「基本目標」を実現するための施策の方向性や具体的な取組について、「基本的施策」と「取組」として整理しています。また、市として優先的に取り組む施策を「重点施策」として位置づけました。
- ・また、国や県の削減目標を踏まえて、温室効果ガスの削減目標と再生可能エネルギーの導入目標を以下のように設定しました。長期的な展望として、令和32年度（2050年度）までの温室効果ガス排出量実質ゼロを目指します。

温室効果ガス削減目標

令和12年度（2030年度）までに
平成25年度（2013年度）比で
総排出量を54%削減

再生可能エネルギー導入目標

令和12年度（2030年度）までに
市内の再生可能エネルギー（太陽光発電）
約68,000 kWの導入（累計）



環境分野別
施策の展開

※関連するSDGsの主な目標を表示しています。